

一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて

平成20年2月26日19建企第588号

最終改正 平成30年8月21日30建企第301号

適正な競争確保のため、建設工事の契約案件取扱について下記のとおりとしたので、事務手続きに遺漏のないようお願いします。

記

1. 県発注の工事及び建設関連業務委託（建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領を適用するもの）に伴う一般競争入札については、下記4. に示す場合を除き入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止めるものとする。
2. 入札参加者が1者のみの場合に、入札を取り止めることを公告文に明示する。
○文例：「入札参加者が1者の場合は、当該入札は取り止めます。」
3. 入札を取り止める時期
 - (ア) 競争参加資格確認届出書又は事後審査型一般競争入札参加申込書（事前審査型入札においては、競争参加資格確認申請書。以下同じ。）の提出期限において、1者しか応募がなかった場合：
 - 1者応募を確認した時点
 - (イ) 競争参加資格確認後、1者の応募と判明した場合：
 - 競争参加資格確認通知書を送付する時点
 - (ウ) 競争参加資格確認届出書又は事後審査型一般競争入札参加申込書の提出期限において、2者以上の応募があった場合
 - ・電子入札の場合：電子入札の締め切り時間において入札参加者が1者であると確認した時点。
 - ・紙入札の場合：入札参加者が1者であることを確認した時点。
4. 上記1. 2. 3によることができない特例的な場合の取り扱い
一般競争入札に付するもののうち、専門性が高く、かつ、緊急性や業務の継続性が必要な案件で、過去の応札状況等から判断して、複数の参加が見込めない案件については、事前に、関係部競争参加資格委員会において、1者のみの応募の場合でも入札を実施するか否かの決定を行うものとする。1者のみの場合でも入札を実施する場合は、「1者のみの場合、入札を取りやめる」旨は公告文に明記しないものとする。
5. 適用の時期
平成20年3月7日以降に公告する工事から適用する。
なお、一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて（平成19年12月13日付け19建企第478号）は廃止する。
平成21年4月1日以降に公告する工事から適用する。
平成30年8月21日以降に公告する工事から適用する。